

「経験の質」に着目した体験的な活動の実践

— 「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」を事例に —

鳴門教育大学 井上奈穂

I はじめに

2017年3月小学校・中学校の学習指導要領、2018年3月に高等学校の学習指導要領が告示された。2020年、2022年の全面実施を前に、学習指導要領で掲げられている「主体的・対話的で深い学び」はどのように実現できるのだろうか。この実現に向けて、重要であるとされているのは、子供たちの姿や地域の実状等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、(略) どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していく¹⁾のかという点にある。また、その実現のためには、学校における教育課程全体を通しての取り組みが必要であり、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、必要な教育内容を組織的に配列し、更に必要な資源を投入する営みが重要とされる。つまり、教育活動相互の関係を捉え、教育課程全体と各教科等の内容を往還させる営みである。特に、特別活動や総合的な学習の時間の実施に当たっては、子供たちにどのような資質・能力を育むかを明確にすることが不可欠である²⁾ という指摘から推察されるように、各教科の学習は大事にしつつ、それらの内容を関連付けることで教育目標を達成するという方向性が見えてくる。

では、関連付ける上でどのような工夫が必要なのだろうか。例えば、主権者教育に関わって行われる特別活動や総合的な学習(探究)の時間では、「学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うこと³⁾」が求められており、模擬投票・模擬議会といった参加型の学習が例として示されている。一方で、2018年3月

告示の高等学校学習指導要領から設定された「公共」は、家庭や情報など他教科、主権者教育、金融教育などとの関連での実施も期待されており、一科目であるものの、他教科、他領域の学習前提としている。先に挙げた、主権者教育においても、公民科の指導内容を踏まえて行われることが期待されている⁴⁾。

では、公民科と特別活動や総合的な学習で行われる「体験的な学習」は、どのように関連付けられるだろうか。

公民科はこれまで「社会認識を踏まえ、市民的資質の育成を図る⁵⁾」教科の1つとして位置付けられてきた。そこで社会認識に関する先行研究の成果を踏まえ、特別活動や総合的な探究の時間で行われる「体験的な学習」を捉え直すことで、「公民科」との関連を明らかにする。

本研究では、(1)「体験的な活動」についての枠組みを示す。(2)クラスの単位を越えて行われた「体験的な学習」を主とした実践を4つ取り上げ、(1)の枠組みに位置づける。(3)受講した生徒のアンケートを踏まえ、(2)の実践の有効性を検証し、よりよい「体験的な活動」との関連付けの可能性について考察する。

II 体験的な活動の位置づけ

(1) 教育課程における「体験的な活動」

体験的な活動については、学校教育全体の中で、それのみを行うのではなく、知的理解と関連付けることが必要である点については、人権教育の中も述べられている。例えば、2008年に人権教育の指導方法等に関する調査研究会議が出した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ⁶⁾〕」では、人権課題の解決のためには、社会に対しての啓発とともに「教育」が重要である

と指摘している。そして、この教育の中で培われるべき資質・能力については、①知識的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面からとらえるべきとされている。しかし、一方で、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけていないなどの指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題⁷⁾」もある。

以上を踏まえ、本研究では、「体験的な学習」を「具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習であり、明確な目的意識のもと考案された「具体的な活動や体験」とする。

(2) 「体験的な活動」を捉える枠組み

(1)に挙げたように、人権教育は、「総合的な教育」という面が強調されがちであるが、そこで育成しようとしている資質・能力の基礎は、各教科の学習でも行われている。特に、「知識的側面」については、社会系教科における社会認識の研究が該当する。従来、社会系教科では、社会認識、つまり、「社会認識の構造化」に着目した研究が主流であった。代表的な研究として、森分や岩田また、北⁸⁾がある。森分、岩田は、社会諸科学の成果に基づいた科学的な社会認識形成と授業の関連について取り上げており、その内、森分は、科学的な社会認識を捉える枠組みについて、岩田は、教師による問いの構造化について研究をしている。また、北は、生徒が獲得すべき知識の明確化について述べている。これにより、社会科で育成が目指される社会認識の構造が明らかとなり、結果、多くの社会系教科に関する授業の理論化が行われている。

直接的経験

間接的経験 (I) : 「事象について記録されたもの」を通して得られる経験

間接的経験 (II) : 「事象について理解され説明されたもの」を通して得られる経験

(森分孝治, pp. 176-177より再構成)

この社会認識と「体験的な学習」の関連を考える上で、森分の「理解」に関する考察を参考にし

たい。森分は、理解のための活動を、子どもに期待される「経験」の種類に着目し、3つの層に分けて説明し⁹⁾、「経験」の種類に着目し、「理解の方法」の段階性を示している。

まず、直接的経験とは、自身が「なってみる、やってみる」といった体験を通し、得られる経験である。農作業を理解するために農作業体験、シュミレーション・ゲーム、ロール・プレイング、ごっこ、場に行ったり、実物を見たりといったといった「事象を自己と同一化することによって理解する」経験のことである。次の間接的経験は (I) と (II) の2つに分けられている。まず、「間接的経験 (I)」は、TVや映画、模型、写真、放送、録音、絵、書き物といった「対象について記録されたもの」を「見る、聞く、ふれる」ことにより、対象を理解する経験のことである。

「間接的経験 (II)」は、ある人が特定の目的をもって作成した地図、図表、グラフ、統計や教科書、副読本を「見る、聞く、読む」ことにより対象を理解する経験のことである。

同じ対象においても「理解の方法」は大きく三層に分けることができる。森分の研究を踏まえると、理解のレベルを把握し、直接的経験を行う「体験的な活動」に間接的経験を組み込むことが重要であるといえよう。

以下、主権者教育に関する5つの授業実践を生徒に期待される経験の種類(直接的経験、間接的経験 I・II)に着目し、紹介する。その上で、「理解の方法」の組み合わせを踏まえ、「体験的な活動」の実際を示す。

III 「体験的な活動」の実際

(1) 「出前講座」の位置づけ

2007年の「日本国憲法の改正手続きに関する法律」の制定をきっかけとし、2015年に「公職選挙法」が改正、翌2016年6月に施行された。これらの法律の改正によって、選挙権を有する者の年齢が、年齢満20歳以上から年齢満18歳以上に引き下げられた。以上の制度変更を受け、T県の教育委員会、では2015年度から「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」を実施している¹⁰⁾。

表1 主権者意識を高める教育の充実のための出前授業（筆者が行った分）

	日時	対象	場所	授業形態	時間
1	2014年1月20日	大学生200名	大講義室（B101）	②模擬投票	90分
2	2015年1月20日	大学生200名	大講義室（B101）	②模擬投票	90分
3	2016年1月19日	大学生200名	大講義室（B101）	②模擬投票	90分
4	2016年1月29日	高校生3年生264名	体育館	①解説+③政策判断+⑤選挙の意義	50分
5	2月18日	高校生3年生320名	体育館	①解説+③政策判断+⑤選挙の意義	50分
6	3月14日	高校生1,2年生600名	体育館	①解説+③政策判断+⑤選挙の意義	50分
7	5月30日	高校生全校生徒240名	体育館	①解説+③政策判断+⑤選挙の意義	50分
8	2017年1月10日	大学生200名	大講義室（B101）	②模擬投票	90分
9	2月22日	高校生1,2年生500人	体育館	①解説+④優先順位+⑤選挙の意義	50分
10	6月21日	高校生2年生228名	体育館	①解説+④優先順位+⑤選挙の意義	50分
11	12月18日	高校生2年生320名	体育館	①解説+④優先順位+⑤選挙の意義	50分
12	12月20日	高校生全学年519名	体育館	①解説+④優先順位+⑤選挙の意義	50分
13	12月20日	高校生全学年21名	教室	①解説+④優先順位+⑤選挙の意義	50分

（人数については、申し込み時の資料を基に作成した。当日の欠席については把握していない）

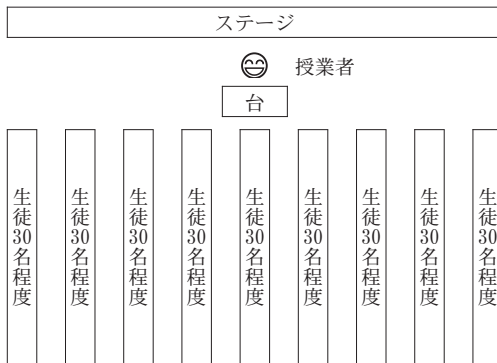


図1 出前講座における配置図
（体育館で行う場合）

筆者は、大学教員としてこの事業に協力し、大学生、高校生、中学生、小学生、そして、教職員を対象とした出前講座を19回行った¹⁾。その内、大学生、高校生への実践を整理したものが表1である。

表にあるように、大講義室、体育館で200名以上の学生・生徒を対象としたものがほとんどであることが分かる。「出前講座」の性質上、学年集会、全校集会の一環として行われたためである。図1は、「出前講座」の際の体育館における生徒の配置を一般化して示したものである。

このような状況において行われたため、「出前講座」では、「主権者意識を高める」の1つのきっかけとなる体験・知識を提供できる場を設定し、「主権者」についての理解を深め体験的な活動を通して、その意識を高めることとした。

(2) 主権者教育に関する5つの授業

この出前講座の中で行ったのは、「主権者意識を高める」というテーマに基づいた5つの授業であり、以下、表2にまとめた。

まず、「①選挙・有権者についての解説」は、既存の資料を利用して、「選挙」や「有権者」についての基礎知識を解説する授業である。これは、「間接的経験Ⅱ」に当たる。次に、「②実際の機材を使用した模擬投票」、「③地域に関連したテーマに対する政策判断」、「④特定の課題に対する優先順位の考察」では、投票したり、身近な地域にある政策について判断したり、投票する順番を決めたりと「有権者」に「なってみる」体験を設定している授業である。これは、「直接的経験」に当たる。そして、「⑤選挙の意義についての考察」は、②③④での体験を振り返り、「選挙」について考えさせることから、「間接的経験Ⅰ」に当たる。

表2 授業形態と経験の種類

授業形態	経験の種類
①選挙・有権者についての解説	間接的経験Ⅱ
②実際の機材を使用した模擬投票	直接的経験
③地域に関連したテーマに対する政策判断	直接的経験
④特定課題に対する優先順位の考察	直接的経験
⑤選挙の意義についての考察	間接的経験Ⅱ

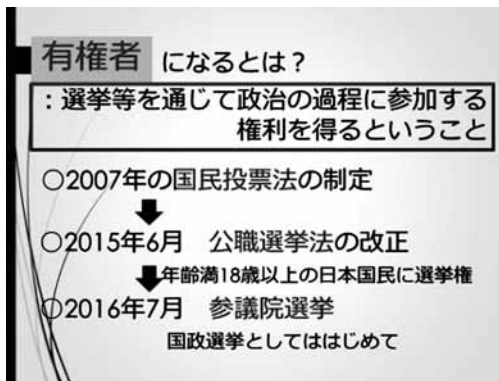
(筆者作成)

「出前講座」では、①解説、②模擬投票、③政策判断、④優先順位、⑤選挙の意義の活動を2～3つ組み合わせることで実施した¹²⁾。また、指示を徹底するために、プロジェクターを用いて授業を行った。以下、それぞれの活動の具体について説明する。

(3) 実際

① 選挙・有権者についての解説

①に位置づく実践は、「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」の目的についての解説である。その際に使用したスライドが以下である。



「有権者」になるとは、「選挙等を通じて政治の過程に参加する権利を得ること」であることを確認し、2007年の国民投票法の制定を受けた2015年の公職選挙法の改正の結果、18歳から選挙ができるようになったことを示した。次に、2016年7月の参議院選挙を皮切りに18歳による政策の決定が国政選挙の場においても行われていることを示した。以上を通して、「有権者」になる／なっていくという理解を促す知識の提供と、政治に参加することに対する意識を喚起するよう心掛けた。

② 実際の機材を使用した模擬投票

②に位置づく実践は、徳島県明るい選挙推進協議会、徳島県選挙管理委員会、鳴門市選挙管理委員会の協力を受け、実施した。

1. 「選挙」全般についての説明

2. 模擬選挙の実施

(1) 論題の提案

(2) 投票

各自、用意された用紙に記入し、投票箱に投入する

(3) 開票

開票者を選出し、全員の前で開票

3. まとめ

(授業の流れ、下線部は「間接的経験Ⅱ」、筆者作成)

まず、20分ほど、「選挙」全般についての解説の後、論題を示し、投票を行う。ここでは、投票という作業を「体験」させることが主眼であるため、投票の際に用いる記載台、投票箱、そして、同じ素材で作った投票用紙を明るい選挙推進協議会及び徳島県選挙管理委員会に用意いただいたものを用い、また、開票作業も本番と同様の作業をさせた。

論題は、教材「めいすいくんと箱ウサク¹³⁾」を用い、明るい選挙の推進にふさわしいキャラクターの是非を問うた。学生は投票用紙にその判断を記入し、各自投票を行った。



【開票の様子】

【鳴門教育大学「初等社会科教育論B」にて、徳島県明るい選挙推進協会・鳴門市選挙管理委員会の方と協力で実施 (2016. 1. 19)】

③ 地域に関連したテーマに対する政策判断

③に位置づく実践は、当該地域における政策を1つ設定し、その政策の是非を判断させるものである。政策については、賛成／反対のそれぞれの立場の演説を大学生に実施させ、実際の選挙に近い形にした。

以下は作成した3つのテーマと、「徳島の“ゆるきゃら”を考えよう」で作成したポスターを示したものである。

テーマ	反対	賛成
廃校ビジネスの是非について	福祉 豊子	地域 豊
四国新幹線の是非について	財源 守	徳島 豊
徳島の“ゆるきゃら”を考えよう	ひろめ たいぞう	すだち 好美

どちらに投票しますか？



選挙のポスターを模した「どちらに投票しますか？」を作成し、それぞれの氏名を判断する政策に関連し、かつ、両者の主張を想像させるものを設定した。また、演説では論点を絞り、メリット／デメリットを中心に対照的に示すよう、心がけた。

④ 特定課題に対する優先順位の考察

④に位置づく実践は、日本における問題を提示し、優先順位を考察させるものである。以下、その流れを示したものである。

1. 「政策」の優先順位についての考察

- (1) 5つの政策の優先順位3位の選択。
- (2) (1)の結果、形成される社会の「キャッチフレーズ」の考察
- (3) 発表

2. 「政治・選挙」の影響についての考察

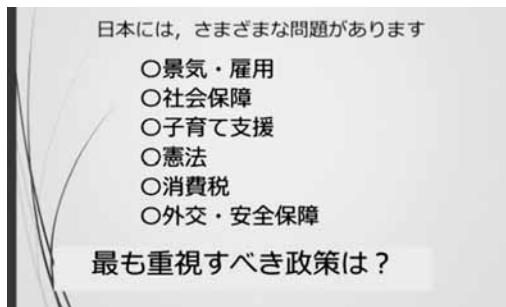
- (1) 世代ごとに優先順位・政治の中で重点事項を示す
- (2) 世代ごとの投票率に差を示す
- (3) (1)(2)を踏まえ、投票率の高い世代の意見が政治には反映しやすいことを理解する

3. まとめ

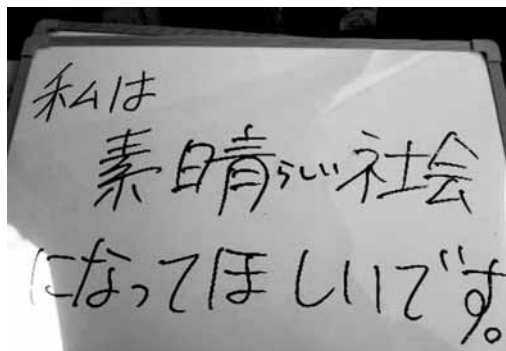
「政治・選挙」についての定義を確認する

(授業の流れ 下線部は「間接的経験Ⅱ」、筆者作成)

6つの問題とは、「景気・雇用」、「社会保障」、「子育て支援」、「憲法」、「消費税」、「外交・安全保障」である。それぞれについて簡単に解説し、「最も重視すべき政策は？」と生徒に問いかけ、「1. 重視すべき政策の順にランキングを付けましょう。」「2. 結果、どんな社会を目指すのか、キャッチフレーズを考えましょう」という課題を提示した。



課題を行うにあたっては、事前に配布したワークシートを使って、まずは1人で考察し、全体の様子を見て、隣どおしで話し合う形式をとった。



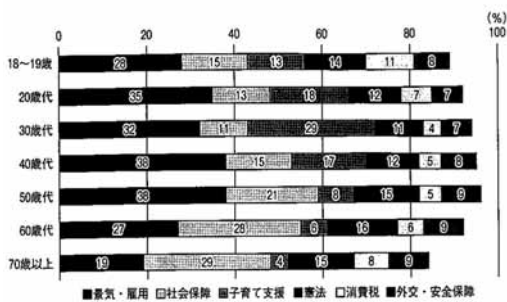
(2017年12月18日の実践より、筆者撮影)

全体の様子を見て、3～4人の発表者を選び、ランキング、キャッチフレーズの発表を行った。先に示したのは生徒の発表したキャッチフレーズの一部である。

どれも重要であるが、その中から優先順位を決めるといふ活動は、自らの価値観を知る（「実はこんなことに興味関心を持っていたのか？」）上で有効である。また、キャッチフレーズを考慮することで総じて、自らの選択により生じる社会を想像することにもつながる。

優先順位を選択したことによって、「私は素晴らしい社会になってほしいです」や「私は貧しい暮らしを送っている人が安心して生活できる社会になってほしいです」とした社会はより具体的なものとして把握されているといえよう。

次に、ランキングをした6つの政策は、第24回の参議院選挙の出口調査で提示されていたものであることを説明する。



出典：「朝日新聞」7月11日朝刊5頁

図2 重視した政策（年代別）

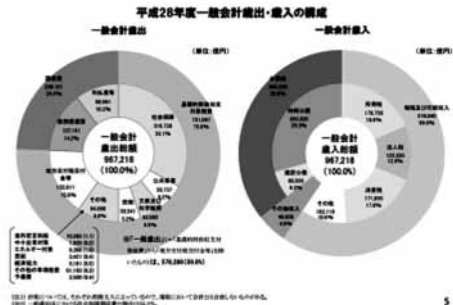
(2016年7月11日朝日新聞朝刊より抜粋)

次に、出口調査の結果では、各世代がどのようなランキングを選択していたのかの確認を行う。

出口調査では、結果、18、19歳は、「景気・雇用」→「社会保障」→「憲法」、20代は「景気・雇用」→「子育て支援」→「社会保障」、30代は「景気・雇用」→「子育て支援」→「社会保障」・「憲法」、40代は「景気・雇用」→「子育て支援」→「社会保障」、50代は「景気・雇用」→「社会保障」→「憲法」、60代は「社会保障」→「景気・雇用」→「憲法」、70代は「社会保障」→「景気・雇用」→「憲法」と世代ごとに興味関心が違っていることを確認し、それぞれの世代が直面している

社会的状況の違いがランキングに反映していることを確認する。

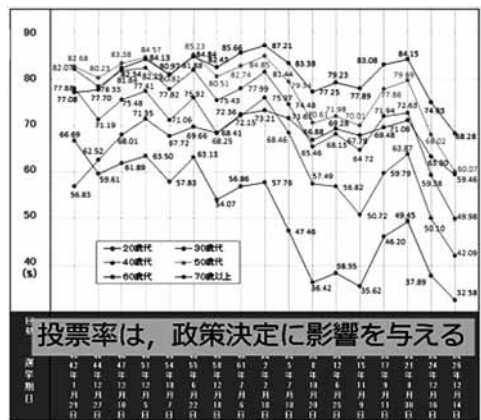
平成28年度一般会計歳出・歳入の構成



(財務省「平成28年度予算ポイント」2015年12月政府予算(案)より抜粋¹⁰⁾)

次に、平成28年度予算を確認し、社会保障、国債費、地方交付税・交付金で7割近くを占め、圧倒的に「社会保障」に比重を置いていること、そして、社会保障費の内訳は年金113,130億円(35.4%)、医療112,739億円(35.3%)、介護29,323億円(9.2%)、少子化対策20,241億円(6.3%)、社会福祉費等22,305億円(13.9%)となっており、年金や介護にかかるお金が多いことを確認する。次に、出口調査の結果と予算を比較し、意向が最も反映されているのは60代、70代の有権者の「重視した政策」であることを確認する。

そして、世代別の投票率の表を示し、投票率が高いのが、60代、70代の有権者であることを確認し、投票率が予算に見られる政策の決定に影響を与えることを確認する。



(明るい選挙推進協会「年代別投票率の推移より抜粋¹⁵⁾、及び筆者改変)

○政治・選挙とは？

- 私たちの住む国家や社会では、重要と考えるものに、優先順位をつけ、決定・実行し、社会の在り方を決めています。
- 現在の日本では、代表者による議会での議論を通じて意見集約し、優先順位を決定しています。
- この「議会」に参加する人を選ぶことが、またはその決定のプロセスに参加すること・方法が選挙なのです。

(総務省『私たちの拓く未来』より抜粋一部改変)

(総務省・文部科学省「私たちの拓く未来」¹⁶⁾ より引用)

最後に、「政治・選挙とは何か？」というまとめとして、「私たちの住む国家や社会では、重要と考えるものに、優先順位をつけ、決定・実行し、社会の在り方を決めています。現在の日本では、代表者による議会での議論を通じて意見集約し、優先順位を決定しています。この「議会」に参加する人を選ぶことが、またはその決定のプロセスに参加すること・方法が選挙なのです。」という総務省『私たちの拓く未来』に書いてある定義を示す。

⑤ 選挙の意義についての考察

⑤に位置づく実践は、主権者に関わる直接的経験を踏まえ、「選挙の意義」についての考察をねらったものである。

1. 「選挙」の様子を確認

- 国政選挙では、600億円もの費用が掛かることを示す

2. 「選挙」についての考察

- (1) 「なぜ、みんなで集まって多数決で決めないのか？」と問いかける
- (2) 「選挙」の4原則の確認

まず、「選挙がどのように行われているのか？」と問いかけ、以下のイラストを示す。そして、受付や投票用紙を渡す人、名簿を確認する人、立会人など様々な人がいるということ、さらに、仕切りのある記載台、どこからでも見える場所に投票箱が設置されていることを確認する。

選挙 どのようにおこなわれるのか？

○投票



○開票

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/110howto/108/>

(明るい選挙推進協会「投票手順」移より抜粋¹⁷⁾及び筆者改変)

これにより、投票は、誰かと一緒にするのではなく、一人で行い、さらに、それがしっかり行われているということが確認する人がいることを理解させる。

その上で、このような場を設定しなくても、多数決で決めるのであれば、挙手等でやればいいのか？、「なぜ、みんなで集まって多数決で決めないのか？」という問いを投げかけ、考察させる。

○選挙の4原則

- 普通選挙：資格に納税等の条件はなし（憲法15条）
- 平等選挙：有権者が保有する票は一人一票（憲法14条・44条）
- 秘密投票：誰に投票したか明らかにする必要はない（憲法15条）
- 直接選挙：公職に就く者を直接に選ぶ（憲法15条・93条）

次に、考察の結果を踏まえ、選挙には「普通選挙」、「平等選挙」、「秘密投票」、「直接選挙」の原則があり、この原則を徹底することによって、一人一人が自分で考えて投票する権利を保障しているのだということを理解させる。

最後に、まとめとして「どんな社会にしたいですか？」と問いかけ、社会に対するビジョンを持ち、それを実現してくれそうな人や政党を選ぶことが大切であり、そのために社会についての興味関心を持つことが重要であることを提案する。

以上、①～⑤の実践を行った。①で、主権者や選挙についての基礎的な知識を図やグラフなどの間接的経験を通して、理解させる。次に、②③④で、直接的、主権者に「なってみる」経験をさせる。最後に、⑤では、①で学習した内容と②③④

の経験を踏まえ、主権者に必要な選挙についての知識と、主権者としての直接的経験を関連付けさせる。例えば、「なぜ、みんなで集まって多数決で決めないのか?」、「どんな社会にしたいですか?」という問いを通して、全体の考察をさせる構成となる。

依頼校の実態や要望にもよるが、アクティブ・ラーニングを取り入れてほしいという要望があったため、②③④を核とした講座を行うことが多かった。また、その際、グループを決めず、隣同士で話し合わせ、自然に「政治について話をする」雰囲気づくりを行った。話し合いには、熱心に参加している生徒も多く、参観の先生方から、「普段とは違う生徒の表情を見ることができた」という意見を聞くことができた。

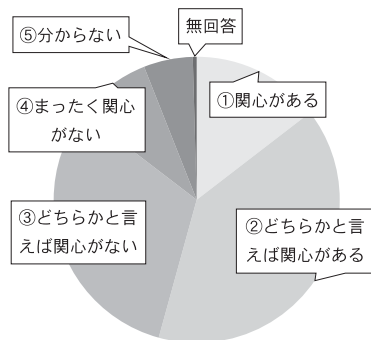
IV 評価

(1) 高校生の意識

主権者意識の育成を目的とした授業を受けた生徒は「政治」や「選挙」についてどのように考えているだろうか。今回、「①解説」、「④優先順位」、「⑤選挙の意義」の授業に参加した生徒¹⁸⁾を中心としたアンケートから彼らの意識を見てみよう。

(1)-1 「政治」について関心はありますか？

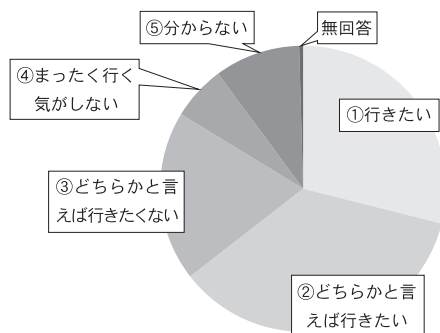
「政治」についての関心についての問いである。



「①関心がある」「②どちらかと言えば関心がある」が「③どちらかと言えば関心がない」「④全く関心がない」の割合に対し、若干上回っていることがうかがえる。

(1)-2 「選挙」に行きたいと思いますか？

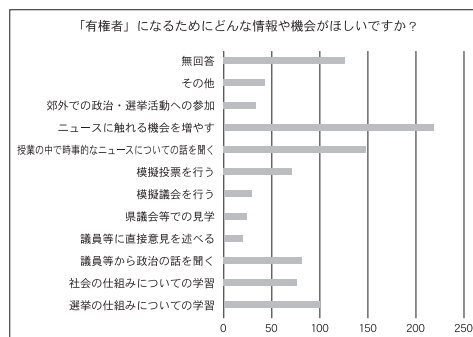
次に、「選挙」に行きたいと思いますか?という設問である。



「①行きたい」、「②どちらかといえば行きたい」の割合が60%近くあることから、政治に対するの興味関心は低くても、「選挙」という行為についての興味は高いことが伺える。

(1)-3 「有権者」になるためにどんな情報や機会がほしいですか？

最後の設問は、複数の回答可としている。



この設問では、政治への参加に関する選択肢（「校外での政治・選挙活動への参加」、「議員等に直接意見を述べ得る」、「県議会等の見学」）、学校で学習する情報の種類についての選択肢（「ニュースに触れる機会を増やす」、「社会の仕組みについての学習」、「選挙の仕組みについての学習」）、そして、政治に関わる体験に関する選択肢（「模擬投票を行う」、「模擬議会を行う」）を示した。これらで最も上位を占めたのが、「ニュースに触れる機会を増やす」「授業の中で時事的な内容についての話を聞く」であった。次に、社会の仕組みや政治についての学習の機会が続いている。

(2) 自由記述

「出前講座」を受けた生徒による感想のうち、「体験的な活動」、そして、「出前講座」の趣旨である

「主権者意識を高める」という点についての感想は以下が挙げられる。

【体験的な活動に対する感想（抜粋）】

- 話し合いが多くて分かりやすかった。
- 隣で話し合いはよかった。
- 他の人と意見交換できるのはよかったと思います。
- 自分たちで話し合える機会があつてよかった
- 友達と話し合いの時間を設けてくださったとき、友達には友達の筋の通った意見を持っている人だと感じました。衆議院のことについて聞いたとき、やはり多少、少数意見は通りにくくなっているのかなと思いました。
- 考える時間が多く取られていたのでふだんあまり考えない話題についてしっかり考えられた。
- 普段、友達と政治について話す機会があまりないので、いい経験になりました。これから積極的に政治に関するニュースを見て自分の意見を持てるようにしたいです。
- 友達と話し合う貴重な機会だったと思う。
- 今日、友達との意見交換をしたときに、自分の意見が違ったり、同じだったりして自分自身の考えが揺らぎだしたりしたことから自身の意見をそのまま反映できる選挙方法の必然性を感じました。
- 前に出て発表してくれていた子と自分の意見が全く違うかって、「このような考え方もあるのだ」と改めて思いました。18歳になったら選挙に行ってみたいです。

【「主権者意識」についての感想（抜粋）】

- 自分が来年から有権者になることについて、深く考えたことはなかったけど、この講座で一票の重みを大いに感じた。政治についてのニュースに触れて、自分の意見を持ちたいと思ったし、周りに流されてはいけないと思った。自分の一票がこれからの社会につながっていくので、大切にしたい。
- 現在の日本がどういうことに力を入れているのかといった選挙の大切さが分かった。

- 今日の話で今の日本を知りたいと思ったし、もっとニュースに耳を傾けようと感じた。
- 有権者でない私にとってとても良い機会になったと思う。将来は有権者となって有権者の自覚をもって自分の票を入れたいと思う。
- 今回、いつもより深く選挙について学ぶことができたのでよかったです。
- あと1年で自分は選挙に行くのだと改めてすごく身近に感じました。「主権者」としての有権者になれるように自分の考えを作りたいと思います。
- 今まで政治の争点の優先順位など考えたこともなかったので、政治はどういうものなのかと考えるいい機会になった。

今回、「出前講座」という性質上、時間、場所の問題等で全員の「主権者意識を高める」ところまでは難しかった。しかし、実際に、優先順位を考え、選ぶという活動とその意義を考えるとこのように、「体験的な活動」による直接的経験とこの講座の意義や活動の振り返りといった間接的経験を組み合わせることによって、主観的、客観的な立場から見た「有権者」についての考察ができ、「主権者意識を高めよう」という意識につなげることができたと考えられる。

V 終わりに

本研究では、特別活動の一環として行った主権者教育に関する出前講座における「体験的な活動」を社会認識に関する先行研究の分析から整理し、その実際と意義について考察を行った。結果として、体験的な活動による直接的経験と、解説的な活動による間接的経験の組み合わせの具体を示すことができた点と、これらの活動により、「主権者意識を高めよう」という意識を持たせることができた点が挙げられる。教室ではない空間で、いつもと違う生徒と、「政治」について話し合うことはまさに、「主権者」としての行動そのものと言えよう。とかく言葉に頼りがちな教室での授業を教科の枠を越えた実践で補うことが必要なのではないだろうか。つまり、特別活動の中で「意識」

を持たせ、個々の教科、特に公民科の授業において、その意識をよりよい社会認識に高めていくことにより、教育課程全体で「主権者意識を高める」ことが可能となるといえよう。

今後の課題としては、これらの実践の有効性をさらに分析し、発達段階や当該学校の特質に応じたよりよい組み合わせの条件、もしくは新たな実践を加えていきたい。

○参考文献

- 1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月21日）（抜粋）。
- 2) 同上、2016年。
- 3) 総務省・文部科学省『私たちが拓く日本の未来【活用のための指導資料】-有権者として求められる力を身に付けるために-』2015、p.3。
- 4) 総務省・文部科学省、同上、pp.11-15。
- 5) 内海巖「序文」、内海巖編『社会認識教育の理論と実践—社会科教育学原理—』葵書房、1971年、p.1-9。
- 6) 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕2008年3月、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370700.htm（2018年5月確認）
- 7) 「人権教育・啓発に関する基本計画（2002年3月15日閣議決定）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370677.htm（2018年5月確認）
- 8) 代表的なものとして、森分孝治『現代社会科授業理論』明治図書、1984年、岩田一彦『社会科固有の授業理論』明治図書、2001年、北俊夫『社会科学力をつくる“知識の構造図”』明治図書、2011年がある。
- 9) 森分、同上、pp.176-177
- 10) 主権者教育の動向については、以下の論文に詳しい。
西村公孝「主権者教育の動向を踏まえた公民科新科目「公共」の実践課題—18歳選挙権時代の社会系教科における狭義の主権者教育の課題—」鳴門社会科教育学会『社会認識教育学研究』第32号、2017年、pp.9-18。
- 11) 大学においては、「初等社会科教育論」における主権者教育の一環として行った。
- 12) 「直接的経験」を中心とする実践では、短い時間であるが、導入で、「間接的経験Ⅱ」、まとめで、直接的経験を

踏まえた「間接的経験Ⅰ」を行う時間を設けている。③
④の活動も同様である。

- 13) 「めいすいくん」は明るい選挙推進協会による「明るい選挙」のためのイメージキャラクター、「箱ウサくん」は「めいすいくん」のサポートとして設定されたキャラクターである。
（明るい選挙推進協会「選挙のめいすいくん」
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/080aboutmeisuikun/>）
- 14) 財務省「平成28年度予算」（2015年12月24日閣議決定）
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/01.pdf（2018年5月確認）
- 15) 総務省・文部科学省「はじめに」総務省・文部科学省『私たちの拓く未来』pp.3-5、
http://www.soumu.go.jp/main_content/000492206.pdf
（2018年5月確認）
- 16) 「年代別投票率の推移」明るい選挙推進協会、
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/070various/071syugi/693/>（2018年5月確認）
- 17) 「投票手順」明るい選挙推進協会、
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/110howto/108/>
（2018年5月確認）
- 18) 2017年12月18、20日に行った3校で総計824名分に実践後、アンケートを行った。